

かほく市
重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年10月
かほく市

1	計画の背景と目的	2
2	重層的支援体制整備事業で目指すもの	3
3	計画の位置付け	3
4	事業の内容と実施体制	4
5	必要となる支援の検討等を行う会議体	13
6	計画期間における取組工程	14
7	事業の評価指標及び目標	15

1 計画の背景と目的

これまで社会福祉の分野では、高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮、生活保護など、対象者の属性や課題に応じた制度が整備され、それぞれの分野において専門的な支援が提供されてきました。

一方、少子高齢化、人口減少、世帯構造の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。

具体的には、80代の親とひきこもり状態にある50代の子が同居する、いわゆる「8050問題」、長期にわたるひきこもり、高齢者や単身世帯の社会的孤立、障がいが見られるものの必要な制度や支援につながらない人、身寄りのない高齢者等、既存の分野別の支援体制だけでは対応が困難な事例が顕在化しています。

また、本人が課題を認識していない場合や、相談することに不安や抵抗を感じている場合、複数の課題が重なり相談先が分からない場合など、本人からの相談を待つだけでは必要な支援を届けることが難しい状況もあります。

このような中、国においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

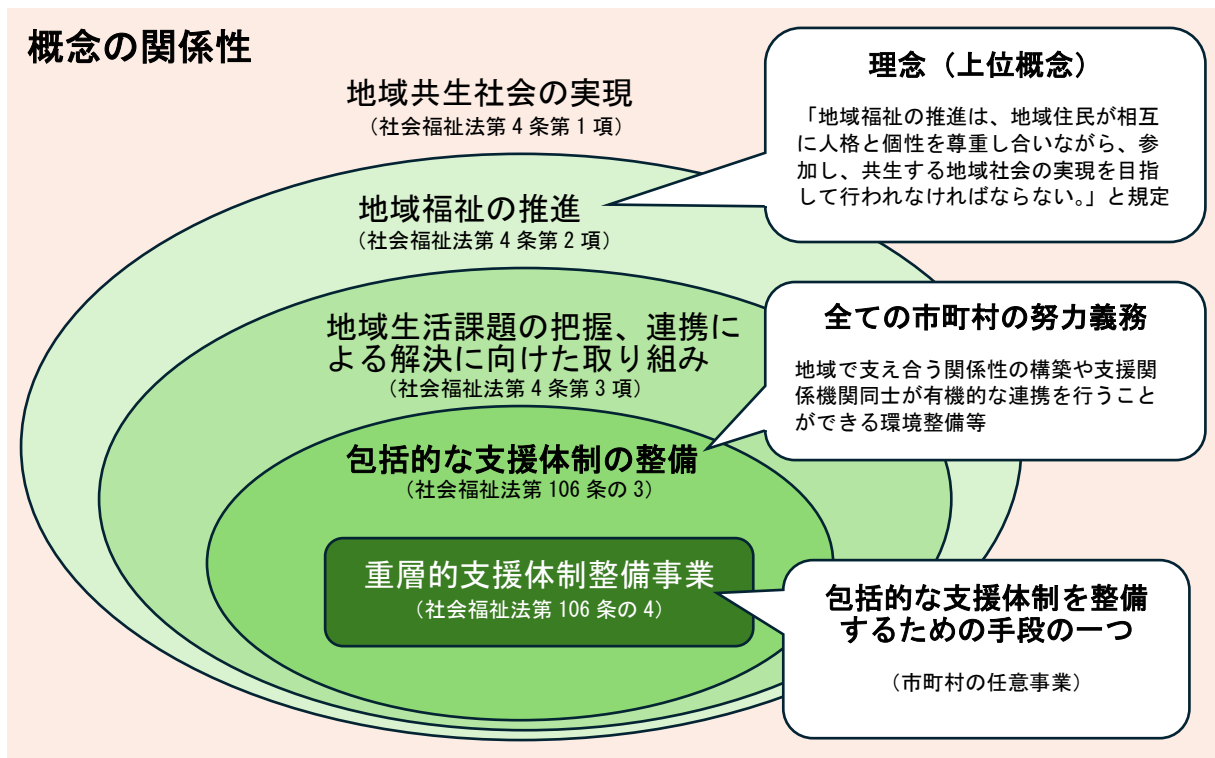
重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援や地域づくりの取組を活用しながら、次の3つの支援を一体的に実施するものです。

1. 属性を問わない相談支援
2. 参加支援
3. 地域づくりに向けた支援

かほく市では、市全体の支援関係機関が相談者の属性や相談内容にかかわらず相談を受け止め、関係機関が連携して支援する体制を整備するとともに、支援が届いていない人へのアウトリーチや社会とのつながりを回復するための参加支援を推進します。

本計画は、重層的支援体制整備事業について、基本的な考え方、実施体制、事業内容及び評価方法を定め、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対して、支援関係機関がつながり続ける包括的な支援体制を構築することを目的として策定します。

概念の関係性



2 重層的支援体制整備事業で目指すもの

かほく市が行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等をつくるものではなく、市全体の支援関係機関が既存の取組を強化・活用して、包括的な支援体制を構築するものです。

市民が抱える地域福祉課題は、年代、性別、家族構成、経済状況、障害や介護など支援の必要度合いに加え、身近な支援者の存在の有無、身近な相談先の有無などの状況により多種多様です。

また、地域の支え合い機能の低下やボランティアなどの担い手不足は、孤立を生み、地域の力を弱めます。

このため、重層的支援体制整備事業により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことで、相談者の悩みを受け止め、掘り起こし、支援につなげる体制を構築します。

3 計画の位置付け

法的な位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定します。

上位計画等との関係

本計画は、「第3次かほく市総合計画」を上位計画とし、「第3次かほく市地域福祉計画」における地域福祉の基本理念及び施策を踏まえ、重層的支援体制整備事業の具体的な実施体制等を定めるものです。

また、次に掲げる各分野の関連計画との調和及び整合を図ります。

「かほく市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

「かほく市障がい者計画」

「かほく市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

「かほく市こども計画」

「かほく市自殺対策計画」

「かほく市健康プラン21」 その他関連する行政計画

令和12年度以降は、本計画の内容を第4次かほく市地域福祉計画に包含し、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定することを予定します。

計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

ただし、社会福祉制度の改正、関連計画の改定、事業の実施状況、地域の支援ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直します。

計画の所管

本計画の所管課は、かほく市健康福祉課とします。

健康福祉課は、本事業の総合的な調整を担い、関係課、関係機関及び地域の関係者と連携して事業を推進します。

4 事業の内容と実施体制

重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための『3つの支援』

属性を問わない

I 相談支援

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する など

II 参加支援

- ・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ・ 本人への定着支援と受入先の支援を行う など

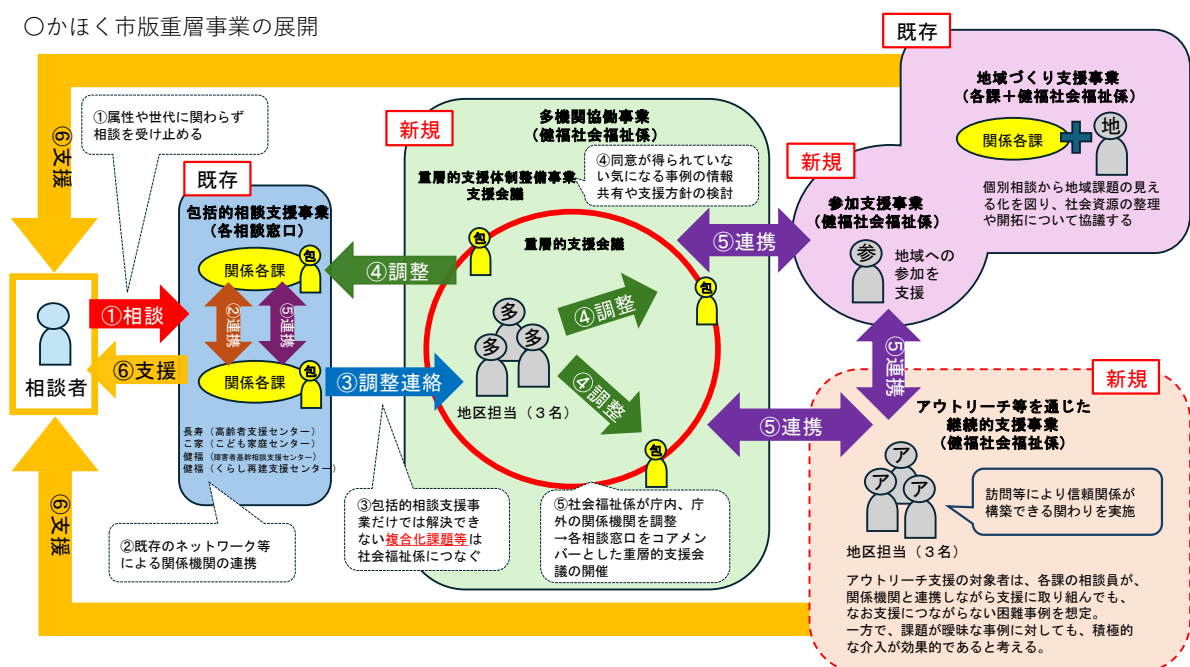
III 地域づくりに向けた支援

- ・ 交流できる場や居場所を整備する
- ・ 地域における活動の活性化を図る など

事業名		事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、寄り添い、抱えている課題の解きほぐしや整理を行います。 相談を受けた場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の支援機関へのつなぎなども行い、断らない相談支援を行います。
	多機関協働事業	重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズになるように、相談支援機関をサポートする事業です。相談者に対する直接的な支援ではなく、相談を受ける相談支援機関を支援する役割を持ち、重層的支援体制整備事業の中心となります。
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	分野にまたがるような複雑化・複合化した課題を抱えつつも、支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な人に対して支援を届けます。 本人とのつながりを作り、その関係性を続けていくことを目的とします。
Ⅱ 参加支援		本人の希望やニーズに合わせて、社会とのつながりづくりを支援します。 すでに地域で実施されている参加の場へのマッチングを行います。また、社会参加の場が見つかったら、本人の状態や活動の状況を見守り、本人が活動を続けられるよう支援を行います。
Ⅲ 地域づくりに向けた支援		地域の課題を分析し、人と人、人と地域がつながり支え合うような取組が生まれやすい環境を整え、地域の中で、属性や世代を問わない居場所づくりに取り組んだり、地域で行われている事業や活動を把握し、必要とする人や地域とつなげるなどのコーディネートを行います。

かほく市重層的支援体制整備事業の全体像

○かほく市版重層事業の展開



包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業の実施体制

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各相談支援機関は、相談者の属性、世代及び相談内容に関わらず、まず相談を受け止めます。

受け止めた相談が自らの分野のみで対応できない場合でも、相談者を断ることなく、適切な支援機関へのつなぎや関係機関との連携を行います。

相談を別の支援機関につなぐ場合は、単に窓口を紹介するだけでなく、必要に応じて相談内容を引き継ぐなど、相談者が確実に支援につながるよう配慮します。

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項）

重点取組

- 各相談窓口における相談の受け止めと、適切な支援機関への引継ぎ方法を整理します。
- 複雑化・複合化した課題を把握した場合の多機関協働事業へのつなぎ方を関係機関に周知します。
- 分野を越えた相談支援の実践に必要な研修又は意見交換を実施します。

【地域包括支援センターの運営（第 1 号のイ）】

事業名称	地域包括支援センター運営事業	
支援対象者	高齢者等及びその家族等	
箇所数	市内 1 箇所（別にランチ 1 箇所）	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防支援	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市高齢者支援センター（長寿介護課）

【障害者相談支援事業（第 1 号のロ）】

事業名称	基幹相談支援センター機能強化事業	
支援対象者	障害者児及びその家族等	
箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介	
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人	かほく市障害者基幹相談支援センター（健康福祉課）

【利用者支援事業（第１号のハ）】

事業名称	利用者支援事業（こども家庭センター型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
箇所数	市内１箇所	
事業内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援	
実施方式／支援機関名	直営	こども家庭センター（こども家庭課）

事業名称	利用者支援事業（基本型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
箇所数	市内１箇所	
事業内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援、地域子育て支援拠点及びこども家庭センターとの連携協力	
実施方式／支援機関名	直営	こども家庭センター（こども家庭課）

事業名称	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	
支援対象者	子育て家庭や妊婦	
箇所数	市内１箇所	
事業内容	母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供	
実施方式／支援機関名	直営	こども家庭センター（こども家庭課）

【生活困窮者自立相談支援事業（第１号のニ）】

事業名称	生活困窮者自立相談支援事業	
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）	
箇所数	市内１箇所	
事業内容	困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進	
実施方式／支援機関名	委託	かほく市社会福祉協議会

多機関協働事業の実施体制

複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関だけでは対応が困難な人及び世帯について、支援関係機関の役割分担、支援方針及び支援の優先順位を整理し、支援全体の調整を行います。

多機関協働事業は、相談者に対する直接的な支援のみを行うものではなく、支援関係機関の連携を支え、事例全体を調整する役割を担います。

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号・第 6 号）

重点取組

- 多機関協働事業の対象事例の考え方、受付手順及び支援調整の流れを整理します。
- 支援プランの様式及び評価方法を整備します。
- 支援会議等を通じて関係機関の役割分担と支援方針を整理します。

【多機関協働事業、支援プラン作成】

事業名称	多機関協働事業	
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等	
箇所数	—	
事業内容	・重層的支援体制整備事業支援会議の開催 ・重層的支援会議の開催 ・地区担当員の配置を通じた会議の運営実施 ①支援機関の必要な情報共有や事例検討等 ②支援機関間の役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づく支援の実施等	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市健康福祉課

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援の必要性が高いものの相談窓口につながっていない人に対し、訪問等を通じて継続的に働きかけ、本人との信頼関係を構築します。

早期のサービス利用や課題解決のみを目標とするのではなく、本人の状況や意向に寄り添い、つながり続けることを重視します。

（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

重点取組

- アウトリーチ支援の対象者の考え方及び支援開始までの手順を整理します。
- 関係機関や地域関係者から支援ニーズを把握できる連携体制を構築します。
- 本人の状況や意向に応じ、訪問等による継続的な関係づくりを行います。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
支援対象者	潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯	
箇所数	—	
事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援関係機関へのつなぎ	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市健康福祉課

参加支援事業の実施体制

社会とのつながりが薄く、各分野で行われている既存の社会参加支援では対応が難しい人及び世帯に対して、本人の希望やニーズに応じた社会とのつながりづくりを支援します。

就労のみを目標とするのではなく、居場所、交流、地域活動、ボランティア活動等、多様な参加のかたちを検討します。

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)

重点取組

- 居場所、交流、就労的活動、ボランティア活動等の地域資源を把握し、一覧化します。
- 既存の地域資源では対応できないニーズを把握します。

【参加支援事業】

事業名称	参加支援事業	
支援対象者	社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人・世帯	
箇所数	—	
事業内容	本人やその世帯のニーズや抱える課題等を把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチング 既存の社会資源への働きかけや充実を図り、支援ニーズに合った支援メニューづくり	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市健康福祉課

地域づくりに向けた支援事業の実施体制

高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場づくりや、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすい環境づくりを推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、住民主体の多様な地域活動が生まれ、地域活動の活性化につながるよう取り組みます。

（社会福祉法第106条の4第2項）

重点取組

- 各分野で把握している居場所、交流の場、地域活動等の情報を集約します。
- 個別支援から把握した地域課題を関係機関で共有し、対応の必要性を検討します。
- 住民主体の地域づくりに必要な支援内容、担い手及び行政と関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた効果的かつ持続可能な実施体制について調査・検討します。

【地域介護予防活動支援事業（第3号のイ）】

事業名称	地域介護予防活動支援事業	
支援対象者	65歳以上の者を含む地域団体	
箇所数	—	
事業内容	地域において介護予防に資する効果的な事業を行う住民主体の活動支援や活動の担い手育成	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市長寿介護課

【生活支援体制整備事業（第3号のロ）】

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象者	65歳以上の者を含む地域住民や団体	
箇所数	—	
事業内容	地域の高齢者を対象に、通いの場や集いの場づくりを実施	
実施方式／支援機関名	委託	かほく市社会福祉協議会

【地域活動支援センター事業（第3号のハ）】

事業名称	地域活動支援センター機能強化事業	
支援対象者	障害者等及びその家族等	
箇所数	市内1箇所	
事業内容	生産・創作活動、就労的活動等のレクリエーションを通して、障がい者の居場所づくりや仲間づくり、社会との交流の促進を支援	
実施方式／支援機関名	委託	社会福祉法人 白千鳥会

【地域子育て支援拠点事業（第3号の二）】

事業名称	地域子育て支援拠点事業	
支援対象者	乳幼児をもつ子育て中の親とその子ども	
箇所数	市内4箇所（直営3箇所、民間1箇所）	
事業内容	未就学児やその保護者の交流による仲間づくりの支援（子育て支援センター）地域資源の発掘と交流促進	
実施方式／支援機関名	直営 民間	かほく市こども家庭センター 学校法人 星名学園

【生活困窮者支援等のための地域づくり事業（第3号）】

事業名称	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
支援対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等	
箇所数	—	
事業内容	多様なニーズに対応した地域づくりに向けた活動・地域住民のニーズ・生活課題の把握	
実施方式／支援機関名	直営	かほく市健康福祉課

5 必要となる支援の検討等を行う会議体

円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むために必要となる支援体制に関する検討等を行う会議体として「重層的支援体制整備事業支援会議」と「重層的支援会議」を設置します。

重層的支援体制整備事業支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まない事例や、予防的・早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケースに対応するため、出席者に守秘義務を設けて開催する会議です。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有について本人同意を得た事例について、支援を円滑に行うために開催するもので、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議です。

会議名称	会議主催者	所掌事務	その他
重層的 支援体制整備事業 支援会議	市 (健康福祉課)	(1) 複雑化、複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換 (2) 複雑化、複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討 (3) その他必要と認められる事項	本人の同意を得ずとも、 守秘義務を課して、開催可能(社会福祉法第106条の6) ※生活困窮者自立支援会議と一体的に開催
重層的 支援会議	市 (健康福祉課)	(1) プランの適切性の協議 (2) プラン終結時の評価 (3) 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討 (4) その他、市長が必要と認める事項	本人の同意を得て開催 重層的支援会議の構成員は、正当な理由がなく重層的支援会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(社会福祉法第106条の4による守秘義務あり)

6 計画期間における取組工程

本計画の期間である令和8年度から令和11年度までを、体制整備、実践・改善、充実、総括・次期計画への反映の段階に分け、計画的に事業を推進します。

各年度の実施状況については、評価指標及び支援事例の振り返りにより確認し、必要に応じて実施方法を見直します。

【年度別工程表】

取組項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
庁内・関係機関への事業周知	制度、相談のつなぎ方、会議の活用方法を周知	新任者等への周知、課題を踏まえた再周知	継続	次期計画に向けて総括
共通様式・記録方法	相談受付票、情報共有、支援プラン、評価様式等を整備	実務上の課題を踏まえて改訂	データを集計・分析	記録・評価方法を総括
支援会議等の運営	事業支援会議を年6回開催し、重層的支援会議を必要に応じて開催	事例蓄積を基に運営方法を改善	地域課題の検討を充実	会議の成果を総括
多機関協働	個別事例を通じて役割分担と支援調整を実践	支援プランの作成・評価を定着	蓄積事例の分析	成果と課題を次期計画へ反映
アウトリーチ	対象者の選定基準と支援手順を整理し、支援を実施	支援事例を検証して手法を改善	関係機関・地域との把握網を充実	成果と課題を総括
参加支援	地域の居場所、活動、就労、ボランティア等を把握	情報を更新し、関係機関で共有	不足する参加機会への働きかけを実施	地域資源の充足状況を評価
地域課題への対応	個別事例から地域課題を抽出する方法を整理	抽出した課題を関係機関で検討	既存活動との連携や新たな対応を実施	取組成果を評価
評価・見直し	実績値を把握	数値目標を設定・見直し	中間評価	最終評価・次期計画策定

7 事業の評価指標及び目標

本計画に基づく取組の進捗状況及び成果を把握するため、重層的支援体制整備事業を構成する各事業について、次のとおり評価指標を設定します。

令和8年度は事業開始年度であることから、実績の把握を中心とし、その結果を基準値として、令和9年度以降の目標値を設定します。

なお、件数の多寡のみでは事業の成果を十分に把握できないため、支援事例の振り返り、支援関係機関の連携状況、本人の変化等についても確認し、定量的・定性的な評価を行います。

事業名	指標	令和8年度目標・取組
包括的相談支援事業	他分野もしくは他機関へ連携した相談割合	基準値把握
包括的相談支援事業	他機関もしくは近隣住民等からつながった相談割合	基準値把握
多機関協働事業	新規受付件数	基準値把握
多機関協働事業	支援プラン作成件数	基準値把握
多機関協働事業	重層的支援体制整備事業支援会議の開催回数	6回
多機関協働事業	重層的支援会議の開催回数	基準値把握
アウトリーチ等事業	対象者・世帯数	基準値把握
参加支援事業	対象者数	基準値把握
地域づくりに向けた支援事業	分野横断の地域づくりに関する連絡・協議の実施回数	年1回以上

計画の進捗管理及び評価

本計画の進捗管理は、健康福祉課が中心となり、関係課等と連携して行います。

毎年度、各事業の実施状況及び評価指標の実績を取りまとめるとともに、支援事例の振り返り、関係機関の連携状況、地域資源の充足状況等について定性的な評価を行います。

評価結果は、重層的支援体制整備事業に関係する庁内会議又は関係機関との意見交換の場で共有し、翌年度の事業実施に反映します。

また、令和8年度に把握した実績を基準値として、令和9年度以降の数値目標を設定します。計画期間の中間年度には取組状況を検証し、必要に応じて指標、実施方法及び工程を見直します。令和11年度には計画全体を評価し、その結果を第4次かほく市地域福祉計画に反映します。